



広報 福岡堰

第 38 号

令和 8 年 6 月 1 日発行
発行 福岡堰土地改良区



桜並木と導水路 (kago_drone 提供)

◆ 目 次 ◆

○ご挨拶	P 2. P 3
○臨時総代会、通常総代会	P 4
○令和 6 年度決算	P 5
○令和 7 年度事業報告	P 6. P 7
○令和 8 年度予算	P 8
○お知らせ	P 9～P 12

ご 挨 拶



理事長の谷口でございます。広報の発行にあたり組合員の皆様にご挨拶を申し上げます。

日頃より当改良区の業務運営並びに各種事業の推進に対し格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、茨城県県南農林事務所、管内各市、そして茨城県土地改良事業団体連合会等、関係機関の皆様にも、特段のご支援ご協力を頂き御礼を申し上げます。

さて、我々農業農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や次代の後継者問題など、非常に厳しい状況が続いております。また、国際情勢の不安定化に伴う燃料や肥料、飼料価格の高騰が農業経営を圧迫しています。ありとあらゆるものが物価高という中で、米の価格だけが長く低迷していた状況でございましたが、昨年は大幅に上昇し生産者にとっては朗報となりました。今後の米の価格について、生産意欲の向上につながるよう安定した価格が続くことを期待し動向を注視していきたいと思っております。

米作りにおいて、安定的な用水供給は不可欠です。土地改良区の役割である、かんがい用水の安

福岡堰土地改良区 理事長 谷口 眞一

定供給と適切な排水を行うことによって農業の生産性の向上に努めて参ります。また、農業を持続可能なものとするため、農業の基盤を守るとともに、農業施設の老朽化対策や効率的な維持管理を行うことが私たちの重要な使命です。

次に、今年度の主な実施事業について、当改良区発注分の土地改良施設維持管理適正化事業として、福岡堰頭首工管理橋塗装工事を、県単土地改良事業として、安全施設改修工事と道路横断排水暗渠改修工事を、更に内郷工事を予定しております。また、県営事業として、地盤沈下対策事業小貝東部2期地区では、新台通用水路等の幹線水路工事を実施する予定となっております。

昨年度は、県営経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区について、排水路・農道整備が事業完了となりました。関係役員・総代・地元組合員の皆様のご協力に感謝を申し上げます。今後も関係機関との連携のもと役職員一丸となって計画的な事業推進に努めて参りますので、引き続き組合員の皆様、関係各位にはご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員の皆様そして各関係機関の皆様のご健勝と更なるご発展をご祈念申し上げます。ご挨拶といたします。



茨城県県南農林事務所 土地改良部門長 雨澤 英治

茨城県県南農林事務所土地改良部門長の雨澤でございます。どうぞよろしくお願い致します。

福岡堰土地改良区の皆様には、日頃より本県の農業振興並びに土地改良事業の推進にあたりまして、特段の御支援と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、国では、昨年度策定した「土地改良長期計画」において、1ha以上の大区画農地を6万haとする目標を掲げ、大区画化や水土里ビジョンの策定を積極的に進めているところです。

県におきましても、国の方針を踏まえ、新たに

策定した「第3次茨城県総合計画」ならびに「茨城農業の将来ビジョン」に基づき、経営規模の拡大や農林水産物の高付加価値化、海外への販路拡大など各種施策に取り組んでまいります。

特に土地改良事業を実施する地域においては、基盤整備に伴い、意欲ある担い手への農地の集積・集約を図るとともに、農地の大区画化などを一層推進してまいります。併せて、地域の皆様と考える「将来の営農構想」に基づき、大規模経営体の育成や有機米などの特色ある米づくり、水田の汎用化による高収益作物の導入などを推進してまいります。

また、農業の持続的な発展のためには農業・農村の強靱化、インフラの長寿命化が不可欠となっております。近年、記録的な大雨などによる水害

リスクの増大が懸念されていることから、防災・減災対策として、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策を行うとともに、流域全体で取り組む治水対策が重要となっております。中でも、水田が持つ雨水を貯める機能に着目した「田んぼダム」は、営農面において水田の水管理の効率化を図りつつ、降雨時は雨水を一時的に貯留することで水田からの排水を遅らせ、地域の治水に貢献できる取組です。県といたしましても積極的に推進しているところでございます。

続きまして、福岡堰土地改良区管内で実施しております県営事業について、ご紹介させていただきます。地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区におきましては、3 月までに川通水路、寺下用水路の工事が完了し、今年度は新台通水路、副用水路等の改修工事を予定しております。なお、経営体育

成基盤整備事業伊奈北部地区、伊奈北部 2 期地区につきましては、3 月に最後の排水路工事等が完成し事業が完了しました。これまで工事にご協力を頂きました地元の皆様には改めて感謝を申し上げます。

福岡堰土地改良区管内におかれましては、旧谷和原村地内の老朽化した排水路の改修等、課題もあるとお聞きしております。当事務所としましては、事業の早期完了と効果発現を図るため、必要な予算の確保と効率的な執行に努めて参りますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と組合員の皆様のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げまして挨拶と致します。



茨城県土地改良事業団体連合会 県南事業所長 長洲 裕之

昨年度より引き続きまして、茨城県土地改良事業団体連合会県南事業所長を務めることとなりました長洲でございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

谷口理事長をはじめ、福岡堰土地改良区の皆様方には、常日頃より本会の運営並びに農業農村整備事業の推進につきまして、多大なるご理解と格別のご支援、ご協力を賜っておりますことに紙面をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

昨年は、農政や国土強靱化、また、我が国経済にとって、節目の年であったと思います。高市内閣が発足し、日本経済強靱化計画が提唱され、我が国の経済転換の期待も広がっています。

我が国の農業・農村は、国民に食料を安定供給するとともに、その営みを通じて国土の保全などの役割を果たしている、まさに、「国の基」であります。

しかしながら、我が国の食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や気候変動による、異常気象の頻発化、人口減少や高齢化など、大きく変化しております。

国では、令和 7 年 9 月 12 日、新たな土地改良長期計画が、閣議決定されました。土地改良長期計画は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、土地改良法の規定に基づき、5 年を一期として、事業実施の目標及び事業量を定めるものです。

令和 6 年 6 月に食料・農業・農村基本法が改正

され、令和 7 年 4 月には基本法の基本理念を具体化する新たな食料・農業・農村基本計画が策定されたところです。新たな基本計画の下、農業の構造転換を集中的に推進していくことが重要であり、土地改良事業もこれに即して計画的・効果的に実施していくことが必要です。

このため、1 年前倒しで土地改良長期計画の見直しを行い、令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間とする新たな計画を策定したものです。

土地改良事業は、農業生産の重要な基盤である農地や農業水利施設の整備・保全により、農業の構造転換、国土強靱化等を図る事業です。これまで実施されてきた土地改良事業は、農地の生産性を向上させるとともに、農業水利施設の整備・保全や防災・減災対策により、農業用水の安定供給及び適切な排水を可能とし、農村の安全・安心な暮らしの実現に貢献するなどの大きな役割を果たしています。

国の農業農村整備事業関係予算につきましては、令和 7 年度補正予算と令和 8 年度当初予算を合わせて、6,942 億円となっており、計画的に事業が実施できる額が確保されたところであります。

本会といたしましても、国、県の関係機関と連携を図りながら、会員の皆さまのお力添えをいただき、農業農村整備をさらに推進して参りたいと考えておりますので、宜しくようお願い申し上げます。

結びに、福岡堰土地改良区の益々のご発展と、組合員の皆様方のご健勝をご祈念申し上げましてご挨拶とさせていただきます。

臨時総代会開催

令和7年10月8日(水)、つくばみらい市伊奈公民館において、臨時総代会が開催され、取手市久賀地区の小林 剛総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り承認及び可決決定されました。



- 第 1 号議案 福岡堰土地改良区総代補欠席次決定について
- 第 2 号議案 令和6年度事業報告、会計収入支出決算、貸借対照表、財産目録の承認について
- 第 3 号議案 土地改良施設の払下げに係る契約締結について
- 第 4 号議案 令和7年度一般会計収入支出補正予算(案)の議決について

通常総代会開催

令和8年3月26日(木)、つくばみらい市伊奈公民館において、通常総代会が開催され、常総市川又地区の山野井 喜仁総代を議長に選出し、次の議案について審議し、全議案原案通り可決決定されました。



- 第 1 号議案 令和7年度県単土地改良事業施行議決中、一部変更について
- 第 2 号議案 令和7年度地区除外等決済金積立金の運用処分の変更について
- 第 3 号議案 令和7年度備品費及び財産費引当積立金の運用処分について
- 第 4 号議案 令和7年度一般会計収入支出補正予算(案)の議決について
- 第 5 号議案 令和8年度土地改良施設維持管理適正化事業の施行について
- 第 6 号議案 令和8年度県単土地改良事業の施行について
- 第 7 号議案 令和8年度賦課金の賦課基準及び徴収方法の議決について
- 第 8 号議案 令和8年度一般会計収入支出予算(案)の議決について
- 第 9 号議案 令和8年度予算内一時借入金限度額の議決について
- 第 10 号議案 令和8年度余裕金の預入先の議決について



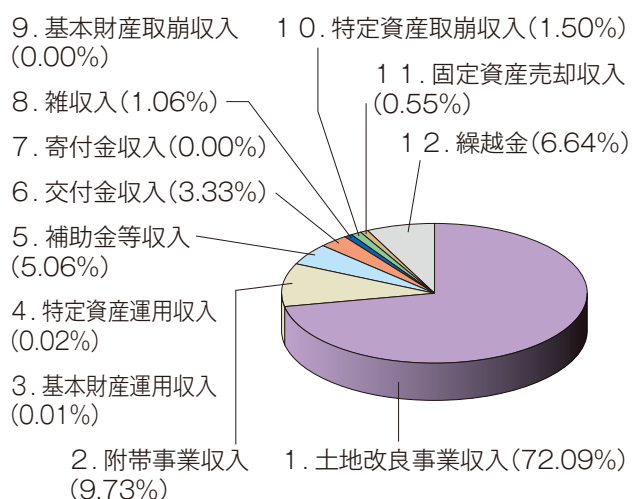
令和 6 年度決算について

一般会計

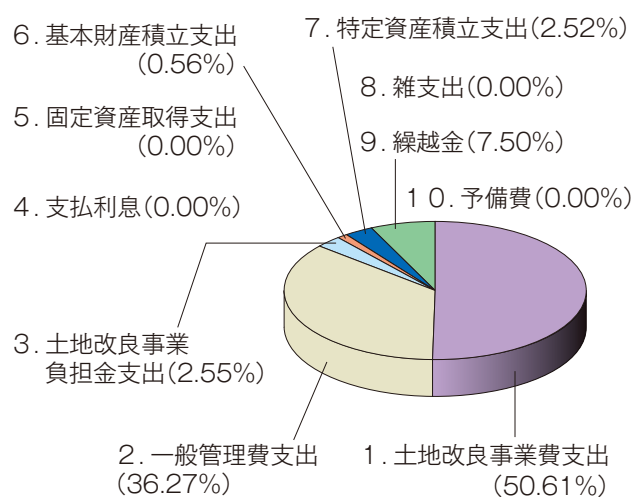
(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 土地改良事業収入	2 2 4, 0 7 7, 8 2 3	1. 土地改良事業費支出	1 5 7, 2 8 6, 4 0 3
2. 附 帯 事 業 収 入	3 0, 2 5 2, 3 1 9	2. 一般管理費支出	1 1 2, 7 2 6, 0 0 0
3. 基本財産運用収入	1 5, 7 7 9	3. 土地改良事業負担金支出	7, 9 3 3, 1 3 0
4. 特定資産運用収入	5 4, 6 7 6	4. 支 払 利 息	0
5. 補 助 金 等 収 入	1 5, 7 2 6, 0 0 0	5. 固定資産取得支出	0
6. 交 付 金 収 入	1 0, 3 5 0, 0 0 0	6. 基本財産積立支出	1, 7 3 8, 9 6 4
7. 寄 付 金 収 入	3, 2 7 6	7. 特定資産積立支出	7, 8 2 4, 9 8 1
8. 雑 収 入	3, 3 0 5, 5 0 5	8. 雑 支 出	0
9. 基本財産取崩収入	0	9. 繰 越 金	2 3, 3 0 2, 3 1 7
10. 特定資産取崩収入	4, 6 6 1, 0 4 9	10. 予 備 費	0
11. 固定資産売却収入	1, 7 2 3, 1 8 5		
12. 繰 越 金	2 0, 6 4 2, 1 8 3		
計	3 1 0, 8 1 1, 7 9 5	計	3 1 0, 8 1 1, 7 9 5

収 入



支 出



令和 7 年度事業報告について

◆ 県営地盤沈下対策事業 小貝東部 2 期地区 ◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
川 通 用 水 路 第 7 工 区	用水路工	L = 87.4	三面水路	$4.7 \times 1.6 \sim 1.65$
寺 下 用 水 路	用水路工	L = 89.6	三面水路	$1.0 \times 0.9 \sim 1.0$



県営地盤沈下対策事業小貝東部 2 期地区 川通用水路 十和地先 施工前(左)・施工後(右)

◆ 県営経営体育成基盤整備事業 伊奈北部地区 ◆

工 事 名	工 事 内 容 (m)			
排水路護岸工事	排水路工	L = 303.0	排水フリューム	$0.3 \sim 1.2 \times 0.3 \sim 0.9$



県営経営体育成基盤整備事業伊奈北部地区 板橋地先 施工前(左)・施工後(右)

◆ 県 単 土 地 改 良 事 業 ◆

地 区 名	工 事 内 容	
福岡堰十二期地区	安全施設改修工	L = 114.6 m
谷原領五期地区	道路横断排水暗渠改修工	N = 5 箇所
双葉三期地区	排水路護岸補修工	L = 1,070.5 m
常陸谷原地区	水利システム更新工	N = 13 箇所

◆ そ の 他 の 工 事 ◆

種 別	工 事 内 容
内 郷 工 事	幹線・支線・中用水路補修工、幹線・中排水路補修工
施設破損復旧工事	用水路・安全施設復旧工
農地転用工事	用排水路護岸工、出入口暗渠工

農地の貸し借りお任せください!

後継者もいないので、農地を貸したい!

施設野菜に特化するので、田んぼを任せたい。

相続した農地だれか作ってくれないかなー

農地を貸したい **出し手**

・規模縮小・経営転換・農地相続
でお困りの方。

貸付

借受と転貸

**茨城県
農地中間
管理機構
(農地バンク)**

※借り受ける農地には基準があります。

貸付
(転貸)

経営規模を拡大したい!

農地をまとめて、耕作したい!

農地を借りたい **受け手**

・規模拡大・新規参入
をお考えの方。

最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構 ☎ 029-350-8687

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 水戸市上国井町3118-1

■ ホームページ <http://ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



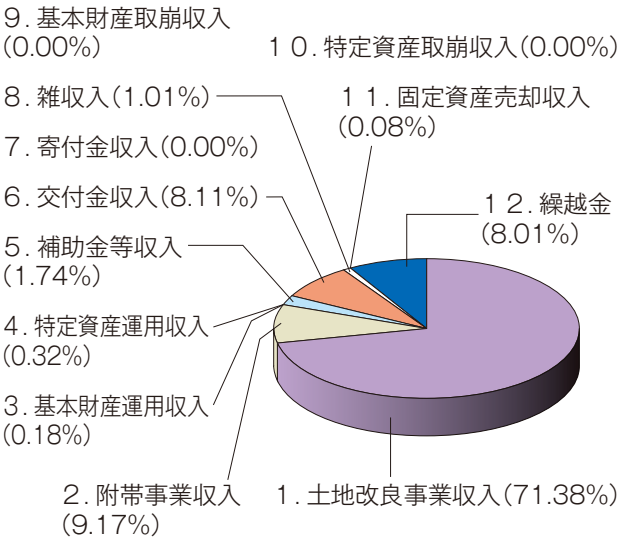
令和 8 年度予算について

一般会計

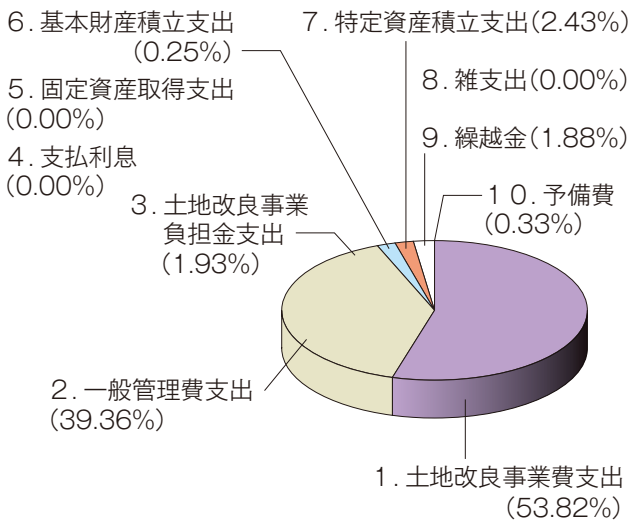
(単位：円)

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
1. 土地改良事業収入	2 1 3, 7 6 1, 0 0 0	1. 土地改良事業費支出	1 6 1, 1 6 5, 0 0 0
2. 附 帯 事 業 収 入	2 7, 4 4 7, 0 0 0	2. 一般管理費支出	1 1 7, 8 7 3, 0 0 0
3. 基本財産運用収入	5 3 0, 0 0 0	3. 土地改良事業負担金支出	5, 7 8 4, 0 0 0
4. 特定資産運用収入	9 6 6, 0 0 0	4. 支 払 利 息	1, 0 0 0
5. 補 助 金 等 収 入	5, 2 1 1, 0 0 0	5. 固定資産取得支出	4, 0 0 0
6. 交 付 金 収 入	2 4, 3 0 0, 0 0 0	6. 基本財産積立支出	7 5 8, 0 0 0
7. 寄 付 金 収 入	1, 0 0 0	7. 特定資産積立支出	7, 2 6 6, 0 0 0
8. 雑 収 入	3, 0 2 9, 0 0 0	8. 雑 支 出	1, 0 0 0
9. 基本財産取崩収入	1, 0 0 0	9. 繰 越 金	5, 6 2 4, 0 0 0
10. 特定資産取崩収入	2, 0 0 0	10. 予 備 費	1, 0 0 0, 0 0 0
11. 固定資産売却収入	2 2 8, 0 0 0		
12. 繰 越 金	2 4, 0 0 0, 0 0 0		
計	2 9 9, 4 7 6, 0 0 0	計	2 9 9, 4 7 6, 0 0 0

収 入



支 出



お 知 ら せ

〈 総代役員視察研修 〉

令和 7 年 8 月 7 日・8 日、総代役員視察研修を実施しました。1 日目に小貝川上流視察を行い、最終的に栃木県那須烏山市にある小貝川源流（小貝ヶ池）を視察しました。2 日目には、福島県にある伊達西根堰土地改良区にて研修を行い、土地改良区の概要や施設の維持管理状況について説明を受けた後、意見交換をさせていただきました。2 日間を通じて大変有意義な視察研修となりました。



〈 米・食味分析鑑定コンクール：国際大会 in つくばみらい 〉

令和 7 年 12 月 6 日・7 日、つくばみらい市で開催された「第 27 回米・食味分析鑑定コンクール：国際大会 in つくばみらい」において、当改良区谷口理事長が食味官能審査を行う審査員として出席しました。コンクールの最上位部門である国際総合部門で、地元つくばみらい市産のお米が最高賞である金賞に輝き、茨城県内初の快挙という非常に名誉ある受賞となりました。



新規採用職員紹介

● お世話になります ●

岡田 裕太

令和 7 年 10 月 1 日付、経理課に勤務しております。宜しくお願い致します。

亀田 琉貴

令和 8 年 4 月 1 日付、工務管理課に勤務しております。宜しくお願い致します。



こんな時には申請が必要です！

農地を農地以外へ転用するとき

★地区除外申請書

★施設使用承認申請書

申請の受付は毎月月末締切で翌月20日頃に
意見書等を交付します。

意見書等の交付の際に決済金等を納めて頂きますが、これは土地改良法で義務付けられており、残された農地が将来過重な負担にならないようにするためのものです。

公共事業用地として、買収等される場合も同様に決済金の納入が必要となります。手続きをしないと賦課されますのでご注意ください。

浄化処理水等を放流するとき

★施設使用承認申請書

申請の受付は随時で後日承認書を交付します。

排水路は農業排水が目的であり、公共下水等の設備が無く、浄化槽を通して雑排水等を放流する場合には、必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

※各種手続きに伴う申請書用紙はホームページから印刷できます。

お悔やみ

つくばみらい市谷原地区 総代

秋田 純 様

令和7年6月 ご逝去

つくばみらい市谷原地区 理事

河口 隆 様

令和8年4月 ご逝去

生前、当土地改良区の運営及び土地改良事業の推進にご尽力賜りましたことに深く感謝を申し上げ、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

▼総代補欠選挙について

総代の欠員に伴う補欠選挙が執行され、次の方が当選し、就任されました。残任期間当土地改良区の発展のため、ご尽力を頂くことになりました。

第3区 つくばみらい市谷原地区 小川 晃 様 令和7年8月5日就任



茨城県内農業協同組合
常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

★新規採用職員募集★

令和 8 年度内又は令和 9 年度新規採用職員を募集します。

- ◆募 集 職 種：一般事務（工務管理課）
- ◆仕 事 内 容：農業用施設の巡回業務、現地調査
農業用水の調整、管理
- ◆採 用 年 月 日：随時採用
- ◆採 用 人 数：1 名
- ◆受 験 資 格：平成 8 年 4 月 2 日以降に生まれた方で高等学校以上の学校を卒業した方
（卒業見込みの方を含む）
※長期勤続によるキャリア形成を図る観点から年齢制限を定めています。
- ◆申 込 期 間：随時募集（市販履歴書 A 4 にて受付）
- ◆受 付 時 間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土、日、祝日を除く）
- ◆試 験 日：一次試験＝書類選考
二次試験＝面接試験（一次試験合格者に別途通知）
※二次試験実施後 10 日以内に採用可否通知
- ◆試 験 会 場：福岡堰土地改良区事務所
- ◆問い合わせ先：福岡堰土地改良区庶務課
※詳しくは、当改良区ホームページの試験案内をご確認ください。

福岡堰土地改良区

検索



▼管内用排水路の藻刈り及び堤塘草刈りについて

当改良区管内には多数の用排水路があり、円滑なかんがいをする為、毎年 2 回の藻刈り及び堤塘草刈りを組合員皆様のご協力により実施しておりますが、本年は下記日程により執行して頂きますよう何卒ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

第 1 回目 6 月 7 日（第 1 日曜日）翌日検査

第 2 回目 7 月 26 日（第 4 日曜日）翌日検査

※用排水の通水を妨げないよう水路内へ草が落ちてしまった場合には、取り除いて頂きますようご協力をお願い致します。

※近年刈払機等による事故が増加しておりますので事故や怪我には充分注意して頂き、万一の場合には当改良区へご連絡をお願い致します。

茨城県つくばみらい市福岡1546番地

福岡堰土地改良区

TEL 0297-52-4232

FAX 0297-52-6348

H P <http://www.fukuoka-suiri.or.jp>

E-mail info@fukuoka-suiri.or.jp

庶務課＝庶務全般、換地関係

経理課＝会計、賦課徴収関係

工務管理課＝工事全般、用水配分関係

ホームページのご利用について

当改良区ではホームページを開設しております。こちらでは組合員の皆様へのお知らせに加え、当区の運営状況、沿革や概要等も掲載しておりますので、ご利用頂けたら幸いです。また、各種手続きに伴う申請書等を印刷することも出来ますのでご利用下さい。